

《費用・報酬の目安》

☆ ここに示す費用・報酬はあくまでも一般的な手続きを想定した費用・報酬の目安です。手続きの内容などを詳細にお聞きしませんと正確な費用・報酬を正確にお出しすることはできませんので、正式なお見積もりを必要とされている方は、当事務所までお問い合わせください。

1、不動産登記（不動産の場所や数、作成する書類の内容により変わります。）

(1) 遺産相続による不動産の名義変更登記（相続登記）

司法書士報酬	相続関係説明図 遺産分割協議書作成	1万5千円～（税別）
	登記報酬	4万5千円～（税別）
	戸籍・住民票取得報酬	1通700円（税別）
実費	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局に納める登録免許税 ・登記事項証明書 ・戸籍、改製原戸籍謄本、住民票等の発行手数料 	

(2) 売買による不動産の名義変更登記

司法書士報酬	登記報酬	3万5千円～（税別）
	立ち合い報酬	1万5千円～（税別）
	本人確認情報作成報酬※	3万円（税別）
実費	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局に納める登録免許税 ・登記事項証明書 ・郵便切手代 	

※ 権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要になります。

(3) 贈与による不動産の名義変更登記

司法書士報酬	登記報酬	3万5千円～（税別）
	贈与契約書作成報酬	1万5千円～（税別）
	本人確認情報作成報酬※	3万円（税別）
実費	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局に納める登録免許税 ・登記事項証明書 ・郵便切手代 	

※ 権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要になります。

(4) (根) 抵当権を設定する登記

司法書士報酬	登記報酬	3万円～ (税別)
	本人確認情報作成報酬※	3万円 (税別)
実費	・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書 ・ 郵便切手代	

※ 権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要になります。

※ 抵当権設定契約書、金銭消費貸借契約書の作成については別途作成報酬をいただきます。

(5) (根) 抵当権を抹消する登記

司法書士報酬	登記報酬	1万5千円～ (税別)
実費	・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書 ・ 郵便切手代	

※ 解除証書の作成については別途作成報酬をいただきます。

2、商業登記

(1) 株式会社の設立登記 (※設立する会社の資本金の額により変わります。)

司法書士報酬	定款認証報酬	3万円 (税別) ※
	設立登記報酬	7万円～ (税別)
実費	・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書・印鑑証明書 ・ 郵便切手代	

※ 足利、太田、桐生以外の公証人役場での認証については、別途交通費+日当をいただきます。(日当は、公証人役場の所在地により変わります。)

(2) 役員変更の登記 (※作成する書類の内容により変わります。)

司法書士報酬	2万円～ (税別)	
実費	・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書・印鑑証明書 ・ 郵便切手代	

(3) 会社の本店を移転する登記

司法書士報酬	法務局の管轄変更なし	3万5千円～(税別)
	法務局の管轄変更あり	5万円～(税別)
実費	・法務局に納める登録免許税 ・登記事項証明書等 ・郵便切手代	

(4) 会社の目的や商号を変更する登記

司法書士報酬	3万円～(税別)	
実費	・法務局に納める登録免許税 ・登記事項証明書 ・郵便切手代	

(5) 会社の解散・清算人の選任・清算終了

司法書士報酬	8万円～(税別)	
実費	・法務局に納める登録免許税 ・官報公告費用 ・登記事項証明書 ・郵便切手代	

3、成年後見・遺言書作成

(1) 法定後見申立代行

司法書士報酬	8万円～(税別)	
実費	・家庭裁判所に納める収入印紙・郵便切手代 ・戸籍謄本・住民票取得費用 ・登記されていないことの証明取得費用 他	

(2) 任意後見契約

司法書士報酬	7万円～(税別)
実費	・印鑑証明書 ・郵便切手代 他

(3) 公正証書遺言作成サポート

司法書士報酬	作成サポート	5万円～(税別)
	証人	1万円 (税別)
実費	・公証人手数料 ・戸籍謄本・住民票・印鑑証明書取得費用 他	

(4) 自筆証書遺言作成サポート

司法書士報酬	6万円～(税別)
実費	・公証人手数料 ・戸籍謄本・住民票取得費用 他

4. 債務整理

(1) 自己破産

司法書士報酬	20万円(税別)
実費	予納金 印紙・郵便切手等

(2) 個人民事再生

司法書士報酬	25万円(税別) ※住宅資金特別条項を利用する場合は30万円(税別)
実費	印紙・郵便切手等

(3) 任意整理

司法書士報酬	着手金	1社 1万円 (税別)
	成功報酬	債務が残る場合 1社 2万円 (税別)
過払金がある場合 返還金額の20% (税別) ※		
実費	郵便切手代等	

※ 過払い金が140万円を超える場合は、書類作成援助となりますので、報酬は一律28万円となります。(訴訟移行の場合、印紙等実費は別途必要) となります。

(4) 相続放棄

司法書士報酬	3か月以内の放棄	1人につき 3万円 (税別)
	3か月経過後の放棄	1人につき 5万円～ (税別)
実費	印紙代・郵便切手代等	